

平成24年度第2回  
生活衛生関係営業等衛生問題検討会  
議 事 録

## 平成 24 年度第 2 回生活衛生関係営業等衛生問題検討会 議事次第

日 時：平成 24 年 6 月 22 日（金）16:01～18:25

場 所：厚生労働省 12 階 専用第 13 会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 旅館業における規制緩和について
- (2) まつ毛エクステンションについて
- (3) 建築物衛生法に基づく資格について

### 3 閉 会

○齊藤課長補佐 それでは、若干おくれて来られる方もいらっしゃるようでございますが、定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第2回「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催させていただきます。

まず、構成員の紹介をさせていただきます。本日は若干おくれて、まだ到着されていないのですが、新年度になりまして、川崎市健康福祉局健康安全室生活衛生担当課長、松浦様が、もう間もなくお見えになる予定でございます。

次に、事務局側の異動について御紹介させていただきます。

私、この5月に生活衛生課課長補佐に着任しました齊藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日は、小宮山臨時構成員から、御都合により欠席される旨の御連絡を、また、大井田構成員と渡辺構成員からは、事前に、少々おくれて参加される旨の御連絡をいただいております。

それから、野口構成員につきましても、今、若干おくれる旨御連絡があったということでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

## 会議次第

### 座席表 3 バージョン

### 構成員名簿

資料 1 兵庫県に対するヒアリング事項

資料 2 田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和について

資料 3 田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和の特区提案の修正内容

資料 4 兵庫県提案に係る旅館業法の特区による特例措置について（案）

資料 5 Eye Beauticianまつげエクステンション等技能認定制度養成講座開設のご案内

資料 6 まつ毛エクステ授業カリキュラム計画表

資料 7 まつ毛エクステンションに係る論点（案）

資料 8 建築物衛生法における登録制度等について

資料 9 ビルメンテナンス業を取り巻く環境の変遷

参考資料 1 平成24年度第1回生活衛生関係営業等衛生問題検討会議事録

参考資料 2 これまでの検討会における主な発言概要（未定稿）

参考資料 3 生活衛生関係営業等衛生問題検討会への眼科医の参画について（推薦依頼）

参考資料 4 まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について（生活衛生課長通知）

参考資料 5 まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について（生活衛生課長通知）

参考資料 6 まつ毛エクステンション協会連合会加盟協会名

参考資料 7 建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項

資料は以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の検討会は公開で行われておりますので、念のため申し添えます。

ここで、新年度になりまして構成員の変更がありました。今回初めて御出席いただき、川崎市健康福祉局健康安全室生活衛生担当課長、松浦和子構成員でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、倉田座長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○倉田座長 本日も、お忙しいところ、またこのうっとうしいお天気の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。いらいらして暴言にならないように、速やかに議事を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

今日は、今お話がありましたように、旅館業における規制緩和について、まつ毛エクステンションについて、最後に、建築物衛生法に基づく資格について、この3つを議題として検討いただきたいと思ひます。

更に、臨時構成員の方々、議題によりまして交代していきますので、その旨よろしくお願ひします。

それでは、最初に、旅館業における規制緩和につきまして、本日は関係者からお話を伺うことにしております。事務局から、お話しされる方の紹介をお願いします。

○齊藤課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。

本日は、意見聴取といたしまして、兵庫県企画県民部地域振興課課長の松本元生様、それと、兵庫県丹波県民局県民室室長の雀部幸雄様、お二方に御出席をいただいております。

以上でございます。

松本様と雀部様には、資料1にございますように、事前に照会事項をお渡ししておりますので、その照会事項についての御説明をこの場でしていただくことになっております。

○倉田座長 それでは、資料の説明をよろしくをお願いします。

○松本氏 失礼いたします。私、兵庫県地域振興課長の松本の方から、資料1、2、3、この3つの資料について御説明させていただきます。

資料の順番違うのですが、まず資料2をごらんいただけますでしょうか。まず簡単に、私どもが提案させていただいている構造改革特区提案の概要をちょっと御説明させていただきます。

資料2にも記載しておりますように、過疎化、高齢化が問題となっています兵庫県の丹波地域というところがございますが、この丹波地域の集落の活性化を進める取組みを兵庫県としていろいろ取り組んでおりますが、その一つとして、都市に住んでおられる住民の方をこの丹波地域の方に来ていただくという田舎暮らしというのを推進しております、今回の構造改革提案もその取組みの一つとして提案させていただきました。

一番最初は、平成21年11月の第16次の構造改革提案で応募させていただいたのですが、「対応不可」という回答をいただきました。このため、規制の特例措置を受ける対象者をより限定した案に修正して、平成24年11月の第18次提案で再応募させていただいたものです。

提案内容は、資料2の1の「提案内容」のところにも記載させていただいておりますとおり、丹波焼きなどの伝統的工芸品の製造事業者、あるいは市と連携し、集落の活性化及び空き家活用に取り組むNPO法人等が自宅の一部または空き家を宿泊施設に利用し、それを行う場合に、農家民宿において認められている規制緩和と同様に、旅館業法上の簡易宿所の客室面積の要件を適用しないという規制の特例措置を認めていただきたいというものでございます。

本提案に関しまして、これまでも当検討会でいろいろ御議論いただく中で、「農家民宿のように、体験に当たり宿泊の必要性が認められない」という御意見をいただきました。ちょっと資料3の方を次ごらんいただきたいのですが、当検討会からそういう御意見をいただきましたので、この御意見に対応するという事で、資料3に書いておりますように、規制の特例措置を受ける対象者につきまして、農家民宿に準じて、製造体験に当たり宿泊が必要であることとか、農村地域の振興につながる事業であることを市が認める場合に限定するという、より対象者を絞り込んだ案に修正いたしまして、4月18日に厚生労働省さ

んの方に提出させていただくとともに、この修正案の取扱いについて、厚生労働省さんと、それから構造改革特区の窓口であります内閣官房地域活性化統合事務局さんの方に御協議をさせていただきましたところ、当検討会に修正案を説明して審議してもらうことという御指示がございましたので、今回、御説明させていただいているというものでございます。

それでは、次に資料1で4点、事前にヒアリング事項をいただいておりますので、この点について、私どもの方で検討させていただきました結果を御説明させていただきます。

まず、資料1の1つ目と2つ目のヒアリング事項は非常に関連しておりますので、併せてこれに対する検討結果を御説明させていただきます。

資料1のヒアリング事項の1、2は、簡単に言うと、延床面積33㎡以上の建物で一度実績を積んでやってみたらどうなのと。そして、面積規制の例外を認めるかどうかを検討してはどうですかという内容でございます。

私ども、先ほども御説明させていただきましたように、大きく2種類、伝統工芸品の製造事業者が行う場合と、空き家活動のNPO法人等が行う場合の2つのパターンについて提案させていただいていますが、まず、伝統工芸品の製造事業者の提案につきまして、伝統工芸品の製造ということになりますと、丹波焼きのように、焼かなくてはいけないということは、要するに、窯元のある集落において延床面積が33㎡以上確保できる空き家があるのかというのをちょっと調査しましたが、残念ながら、窯元のある集落で延床面積33㎡以上確保できる空き家はなくて、別の集落に確保できる空き家があるのですけれども、窯元から数百m離れておまして、製造体験の場合は、窯に一旦火をつけると60時間程度、火を見守る必要がある。そういう体験をしたいという方が来られるということですので、窯元から数百mも離れてしまうと、この製造体験というためにはちょっと活用できない。結果として、窯元近くにある自宅以外に活用できる物件がないというのが現在の状況でございます。

また、空き家活用NPO法人の場合についてですが、確かに延床面積が33㎡以上確保できる空き家というのはございました。ではそれを活用できないかという検討をしたのですが、これにつきましては、もともと都市に住んでおられる方が農業体験をしていただいて、なおかつ宿泊していただく、で、地域の住民の方と都市の住民の方が交流していただくということを目的としておりますので、参加者である都市住民と地元の住民の方が交流できる、それこそ一緒にごはんを食べたりお酒を酌み交わしていろいろ話をさせていただく、そういう交流する部屋をどうしても確保する必要があります。

この結果、客室として延床面積が33㎡確保できるかという点非常に難しい。部屋だけ見たら33㎡確保できるのですが、その交流する部屋を確保してしまうと、それ以外を客室として使うとなった場合に確保が難しいという状況でございました。

このため、面積要件を確保するためには、例えば伝統工芸品の製造事業者の場合は、自宅の一部を客室として使用することになりますけれども、当然、自宅ですから、自ら使用されている住宅部分は使えませんので、それ以外となりますと、面積要件を確保するため

には、多額の費用を投じて、例えば自宅の増築であるとか部屋の用途変更みたいなことをする必要がございますし、また、これは伝統工芸品製造事業者、それから空き家活用のNPO法人、いずれの場合も一緒ですけれども、資料2をちょっとごらんいただきたいのですが、資料2の1の「提案内容」の一番下の欄に、「宿泊人数：10人未満」と書かせていただいています。これは一度にたくさんの方が来られてもとても対応できない。もともとが少人数の方をこの形でやっていこうということがそもそものこの取組みでございますので、10人未満と考えております。マックス9人までと考えております。

そうしますと、1人当たり、例えば2畳、寝泊まりに必要とすると、最大でも18畳あればいい。ところが、33㎡というのは、畳数に直すと20畳ぐらいになりますから、20畳以上の客室として構造基準を満足するような形にしないといけないとなりますと、極端なことを言えば、お客さんが泊まらない部屋までも構造要件を満たすように改修しないとけない、このような状況になってしましまして、伝統工芸製造事業者、あるいはNPOがこの取組みをやろうとすると、改修という費用を伴ってしまう。このこと自体が実はこの地域活性化の取組みの支障となっておりまして、それを何とかこの特区提案で負担を軽減できないかということで提案させていただいているという状況でございます。

次に、ヒアリング事項の3つ目でございます。これは建築基準法のお話をちょっといただいております、建築基準法による規制をどう考えているのかという御質問ですけれども、本提案は、先ほども御説明させていただきましたように、農家民宿と同様の取扱いを認めていただきたいと考えておりまして、建築基準法の規制についても、農家民宿と同様の規制の特例措置を求めていきたいと考えております。

また、4つ目の件ですけれども、現在、農家民宿としてやられている事例の中で、余暇活動の役務を提供していないのではないかと疑われる事例が見られるけれども、兵庫県ではそんな事例があるのかということと、そうした声もしあるのであれば、対策をどう考えるのかということについてどうですかという御質問をいただいております。これにつきまして、私ども、県の方の所管部局、生活衛生部局ですが、にそんな事例があるのかどうか確認いたしましたところ、実は県の所管部局からは、余暇活動の役務の提供ということに関する解釈が、農林水産省さんにお聞きする内容と厚生労働省さんにお聞きする内容でちょっと異なっておって、ちょっと判断しかねているのだと。この県の所管部局から聞いていますのは、まず、農林水産省さんと厚生労働省さんの方で、国として余暇活動の役務の提供に関する解釈を、統一見解といいますか、統一的な解釈を示していただいたら、その解釈に基づいて、そういう事例があるのかないかを判断していくので、今はちょっと判断できる状況でないのだという意見が返ってきました。

私どもも、今日はその話をちょっとお伝えしてくださいねと言われましたので、今日ここで御説明させていただいておりますので、まずは、解釈の話を、統一見解といいますか、お示しいただいた上で、その解釈に基づいた見たときに、そんな事例があるのかなのかということについて、また所管部局の方に判断いただこうかなと思っております。

以上、資料1から3まで御説明させていただきましたが、委員の皆様御存じのように、構造改革特区制度と申しますのは、地域特性に応じた規制の特例措置を認めていただいて、それを地域住民とかNPO、それから私ども地方公共団体、県や市町が一緒になって、その特例措置を活用させていただいて地域活性化を図っていくというものでございまして、私ども、本県といたしましても非常にこの制度に期待が大きく、そのため、これまでも御意見をいただくたびに案を修正してきましたという対応をしておりますので、何かといろいろ難しい問題はあろうかと思いますが、地域住民の方々の負担を軽減できる形で何とかこの特区提案が実現できるようお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○倉田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの兵庫県さんの説明につきまして、御意見、御質問、そのほかありましたら、どうぞ御発言ください。

○伊藤課長補佐 厚生労働省の伊藤と申します。

今、兵庫県の方から御説明いただきまして、ありがとうございます。1点ちょっと確認させていただきたいのですけれども、ヒアリング事項の1の※印のところ、たしか前回の検討会では、NPO法人が都会とかに行っていらっしゃる方の空き家を借りて、それを簡易宿所として使うという御説明があったと記憶しております。そうすると、農家の方が自宅を使うのと違って、空き家全部を使うということになると、33㎡に満たない空き家というのはないのではないかと思うのですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○雀部氏 今、伊藤補佐の方から御質問あったのですけれども、田舎の空き家と申しますのは、当然、例えば150㎡ぐらいありますけれども、先ほど松本課長が御説明申し上げたように、共用部分とかそういったものをとりますと、宿泊として想定している部分については、せいぜい9人程度を想定していますので、いわゆる6畳の3間ぐらいで十分事足りるということでございます。

○倉田座長 ほかにいかがですか。何か質問、あるいは御意見ありましたらどうぞ。

○佐藤臨時構成員 今、伝統工芸のことについて御説明がありました。ほとんど伝統工芸のお話だったのですけれども、空き家活用を、今言うように、NPOを東京に置いた場合、伝統工芸ではなくて、基本的に空き家を活用するという形になった場合、いろいろな問題が出てくると思うのですけれども、消防法の問題とか、不特定多数の方がお泊まりになった場合の、例えば火災とか、急遽いろんなことが発生した場合どうするのか。それは、我々業界でも、最近、2件ほど火災があって大変な問題になっているのですけれども、例えば消防法の規制なんかもあるのかどうか、避難誘導のことは誰がするのか、そういうチェックですね。

例えば物置とかそういったもの、通路に物が置いてあるとか、全部空き家になっているわけですから、毎日点検するわけではなくて、一回点検して、1年間それで終わりなのかどうか、そういう管理・監督というのはどうなってくるのか。それから、不特定多数のお客

様が来るということで、例えば東京で管理しているとしたならば、インターネットで、顔も見ない、玄関帳場もないということだと思いますので、そういう管理はどうするのか。全然そういう話がないので、今、伝統工芸だけのお話をなさいましたけれども、そういうところはどういうお考えなのか。

○倉田座長 兵庫県さん、お願いします。

○松本氏 今の御質問にお答えします。資料3をちょっとごらんいただけますでしょうか。今、御指摘ありますように、消防法等も含めた安全面をどう担保するのか、確認するのかということだと思いますが、資料3の1の(1)(2)、どちらも同じですけれども、最初に、この事業をやっていくということで実施計画をきちっと書いていただこうと思っています。実施計画にどういう内容を盛り込むかというのは、実はこれから検討という部分はございますけれども、この実施計画の中で、当然、安全管理はどうしていくのかということをきちっと書き込んでいただくというのが1つ。最初に始める前にこれで確認しようと。いざ始まっても、きちっとそれは確保できているのかということになります。この辺り、当然、法律でやらなくてはいけないことについてはきちっと守っていただかなくてはけませんので、そこについて、どういう形でできているのかチェックするのかということにつきましても、当然、所管のところと御相談させていただいて、安全管理が漏れないようにさせていただくというふうに考えています。

ただ、具体的には、この特区自体がまだどうなるかわかりませんものですから、その辺の話はこれからということですが、まずは、そういうご指摘もあったので、きちっと実施計画を出していただいて、それをきちっと確認して、最終的に市が責任を持って認定するという形をとらせていただくことで、そういった安全性を確保していこうと考えております。

以上でございます。

○倉田座長 課長、どうぞ。

○堀江課長 ありがとうございます。実施計画、これから県の条例に基づかせることにするのがちょっとわかりませんが、その内容自体はまだ詰まってないということのようです。言ってみれば、実施計画の中で担保される内容の大きなところに、宿泊していただく方の安全だとか衛生のこととかが当然入ってくると思うのですけれども、そういうものを、そういう計画によらなくても、宿泊施設全体に対して標準的な規制としているのが消防法であったり建築基準法であったりするのではないのかと思います。例えばお泊まりになる方について、避難誘導灯はつけないというのが建築基準法の特例になると思いますけれども、それはただ、実施計画の中で見れば、逆に言うと、今、佐藤委員の方からも話がありましたけれども、泊まった方の安全がきちんと確保できるようにしなければだめではないかという話を聞いて、いや、それについてはちゃんと実施計画の中に書いていきますと言うと、ほぼ似たような話になっていくのではないのかなという気を持ちながら、なぜ建築基準法の規制はなくでもいいのか、あるいは消防法の規制は受けなくていいのかと



いう辺りが少し懸念されるところかなあとと思います。

それは、どこのホテルでも、これは建築基準法の規制はありませんと言いながら、実質は、こんなに頑張っていますと言って、建築基準法並み以上の装備をするということは勿論理論的にはあり得るわけですが、安全担保という意味からすると、なぜ一般ルールで対応できないのかお聞きしたいところです。

○倉田座長 兵庫県さん、何か。

○松本氏 今、お話がありました点について、まず、建築基準法、消防法も、私どもは、農家民宿と同等の規制緩和をお願いしたいということですから、農家民宿が今現在適用されている内容については当然遵守していくということになります。だから、農家民宿と同等の法規制については守っていくということは当然だと思っておりますので、それで我々の取組みを進めさせていただきたいと考えています。

○倉田座長 どうぞ、課長。

○堀江課長 農家民宿についてと同等というのは、農家民宿の特例を認めたときの、個人に限定した、その時点での行政判断で国土交通省の方から特例を認めたものだと思います。今回も、これについても特例を認めるというふうにこの検討会での御判断がもしあれば、国土交通省に御検討をお願いすることになると思うわけです。

ただ、先ほど来の佐藤構成員からおっしゃっておられるような懸念がある話というのが1つあるのと、それから、NPO法人でやる場合、それは自宅であるというのが必ずしも前提になっていないわけですから、自宅にちょっと泊めてあげますという話と、それから、NPO法人で旅館業を営営されますという話と必ずしも一緒ではないのではないかと。ですので、農業体験の宿泊施設と必ず一体であるというものではないのではないかと考えています。

○倉田座長 課長でもいいけれども、課でもいいですが、今まで、この兵庫県の丹波篠山の焼き物が初めてですか。伝統工芸なんて日本じゅう山ほどあるではないですか。それで、あちこちでそういう焼き物ツアーなんてやっていますよね。別に旅館があろうとなかろうと。そういうところにこういう前例はないのですか。これは日本で初めてですか。とてもそのように思えないのですが。

○堀江課長 特区としては初めての提案ですので、今ずうっと議論していただいているわけで、ですから、60時間その炉を離れるわけにいかないというのは、それはわかるけれども、炉の防火管理をするわけではないので、300m離れたらまずいのかどうかというのはよくわからなくて、いや、そうなのですよと言われれば、そちらを進める側からすればそうだろうとは思いますが。

○倉田座長 炉とはいったって、何十時間ぶっ続けにそこに座り込んでいるわけではなくて、500m、600m、5分ですね、普通の大人の足なら。だから、先ほど言われた説明はなかなか納得できないところがあるのですが、時間がただたつのは困りますから、資料4の方の説明をしていただけますか。

本検討会で、23年9月30日と24年3月16日と2回にわたって議論しています。前回の検

討会で論点の整理ということで結論になった点があるかと理解していますが、それで、事務局にこれまでの論点整理をしてもらいました。本議題の検討の促進、このままだといつちもさっちもいかないところがありますから、検討会からの提案を加えて、資料4、ちょっと説明をお願いします。

○伊藤課長補佐 それでは、資料4について説明させていただきます。資料4は、兵庫県の方からの情報をもとに作成した資料でございます。今、座長から御説明ありましたように、これまでの検討会の議論の内容を整理して書いたものです。

まず、1番目に兵庫県の方の提案の方を紹介させていただいています。

2番の「問題点」、伝統的工芸品と空き家NPO法人とあるわけですが、①につきましては、伝統的工芸品の製造業者について、旅館業、その場で営まなくてはいけない必要性というのが説明されていないのではないかというような議論がされていたと思います。農家民宿の場合は、法律の中で農家民宿というスキームが組まれているわけですが、伝統的工芸品の場合はそうではないと。それから、33㎡の施設の現実性が、これまでの議論では十分な御説明がなかったと整理できるかと思えます。それから、NPO法人につきましては、33㎡の面積がないような旅館というのはそもそもないのではないかというような議論があったと思います。

こういったことから、結論につきましては、不適切ということで、そういう議論の流れで来ていたと思います。

4番は「検討会からの提案」ということで、これまでの兵庫県の御主張とかも踏まえて、次の①から③の要素を満たせば特区と認めることが検討できるのではないかとという要素を書き出したものです。①につきましては、従前の兵庫県の提案で、NPOは、その活動の内容がNPO法の、一番後ろの別表というところで列挙されているのですが、この4月1日から、NPOの活動の内容として、「農山漁村または中山間地域の振興を図る活動」というのが追加されましたので、そちらの活動を目的とするNPO法人ということであれば、兵庫県の考えていらっしゃるのと合致する部分があるのかなど。

かつ、空き家対策という広域的な活動をしていただくわけですので、内部管理とかがしっかりした、普通のNPO法人ではなくて、認定NPO法人、こちら新しい制度としてこの4月1日からできたものですが、そのNPO法人として認定を受けたものが経営する旅館。

それから、2番目の要素が、今も議論ありましたけれども、今回は法人ということになりますと、自宅とは違って、他人の家を使うということになりますので、建築基準法とかその辺の法規につきましては、そもそも建築基準法の基準が緩和されていたのは、自宅を使うということで、自分の自宅を使うのであれば、自分の家のことだからよく知っているし、緩和してもいいのではないかとということですが、やはり他人の家ということになると事情は違うのではないかとということで、建築基準法等の遵守は、基本的な本来の基準を遵守するものと。

それから3番目といたしまして、こちら先ほどお話がありましたが、旅館で不適切な行為を行わないように、しっかり玄関帳簿とかで宿泊客の方をチェックして、防犯措置とかそういったことをする必要があるのでないか。

こういった3つの要素を記載したものでございます。こちらについて、またちょっと兵庫県の方で見ていただければと思います。

以上です。

○堀江課長 この資料4でございますけれども、今年の3月のときに、もう少し事務局の方で論点整理するよという御指示があって、今日お聞きすると、前回よりはどうかをされたいのかというイメージがわかってきた部分も、より明快には御説明いただきたかなと個人的には思っています。ただ、私どもの方も、農業経験の方は法律があるけれども、例えば伝統工芸の部分については法律がありませんとか、やや一本調子なところがあって、それから、逆に、他人の場所を使っいただく場合の新しいNPO法人の形態もできてきたので、それにかけて、33㎡の宿舍形態というのを認めることは議論できないかということで、これはここで検討会から兵庫県に提案するというよりは、検討会の皆さんにも提案するという、要するに、座長の指示でつくったものではあるのですが、検討会の委員も、ある意味、今回これを初めて見るということですので、同時並行で見ていただくような形になります。

農山漁村でもあり、また、中山間地域の振興でもあるというようなNPO法人の目的にかけて特区を認めることによって、例えば伝統工芸をやりながら中山間地域の振興を図るのだというようなものも、ある意味、その目的とする法人ですというふうに、これはNPO法の中に農山漁村または中山間地域の振興というようなものが列記されてございまして、そのほかに、例えば保健、医療、福祉の増進を図る活動だとか、要は福祉サービスをやるだとか、教育サービスをやるだとか、いろんなNPOの目的がある中に、この農山漁村、または中山間地域の振興を図る活動というのがこの4月1日から実施されるように追加されましたものですから、そうすると、兵庫県の論点、伝統工芸の製造、空き家活用、両方とも、丹波篠山地区の地域振興というのが究極の目的にもなるのでしょうから、大体カバーできるのかと思うわけです。

さて、その次に、私ども、前から思っていますし、今回も、資料1のところでお話しいたしましたように、兵庫県といいますか、提案者側は提案者側でもう少し今のルールに合わせられる部分は合わせていただけたらいいではないかという意味で、33㎡以上のもので実績を積まれてはどうかという話もしてみたものの、それはなかなかできないという話であるのであれば、そこは33㎡のものを認めるとして、ここの①②③というところについて御努力をいただくような形というのができないものか。

要するに、こちら側も、ここぐらいまで担保すればいいのかなというようなことで、まさに検討会の御指示を受けて提案を出させていただいているわけです。建築基準法等の法令の遵守、それだけ大変なことなのかどうかというのはまたあるかもしれませんが、

やはり他人をお泊めする部分について、手堅いところから始めていただくというのは大事なことではないか。そもそも実施計画というところではいろんな安全措置なんかは書き込むことを考えていますという御提案もしていただいているところでして、それは通常の法令に遵守した形で、33㎡は緩和する特例はつくととしても、その辺はお守りいただいたような形で進めてはどうかという提案です。

旅館業法の旅館についての玄関帳場での宿泊客の受け入れということですが、これは農家の現行の特例でも実施していただいています。宿泊客をきちっと確認する、それから、風紀を乱すような訪問客が来ないようにする、あるいは防犯という意味からすれば当然にお守りいただけるものだろうということです。これは兵庫県、そして検討会の委員の先生方におかれまして、議論の俎上にのせていただくと少し議論の集約ができればと期待して作成いたしました。

○倉田座長 ありがとうございます。兵庫県さんの、こういう方向という哲学はわかるのですが、具体的にという点につきましての指摘が、今、課長からありましたけれども、今の提案の具体的なものを含めて、先ほどの兵庫県さんの説明に関して、御質問、あるいは何か意見ありましたらどうぞ。

○堀江課長 1点だけ。それから、先ほど兵庫県さんの方から、2×9という話をされて、18あれば十分ではないかというような話がございましたけれども、参考まででございますが、現状の規制で申し上げますと、浴室ですとか便所だとか板の間というものも含んでいきますので、要するに1人当たり2畳を占有するというのがあったとして、それにあと便所とか風呂だとかいうものを足していくと、もう少し、少なくとも18よりは増えていくのだろうと思っております。

○雀部氏 想定しているのは客室の部分だけで、ちょっとふろは考えてなかったのですが。

○堀江課長 客室は、風呂はないのですか。

○雀部氏 風呂は別のところにあります。

○伊藤課長補佐 この33㎡というのは、風呂とか便所かも含めて33㎡という解釈になります。

○雀部氏 客室の部分だけでない。

○倉田座長 兵庫県さん、誤解あるようですから、きちっと説明してください。

○伊藤課長補佐 旅館業法施行令の3条の1項で、客室の床面積が33㎡以上であることとなっておりますが、この床面積というのは、押し入れとか床の間は含まないのですけれども、客室に附属する浴室、便所、板間等は含まれるという解釈でございます。

○松本氏 ちょっと質問させていただいてもよろしいですか。

今の33㎡の解釈、ちょっと勉強不足で申し訳ありませんが、例えば風呂とかはその33㎡に、自宅を使う場合でもカウントするのでしょうか。

○伊藤課長補佐 そうですね。それは別に自宅とか自宅でないとかいうのは区別しておりませんので、簡易宿所であれば、今申し上げたような解釈になります。

○松本氏 済みません。要するに、風呂の場合は、同じ風呂を自宅の人と泊まっている人が使われることになると思うのですが、その場合のカウントの仕方は。例えば人数で案分するとかいうことではなくて、風呂は風呂と。自宅の方とお客さんと両方が同じ風呂使うことになると思うのですけれども、それは客室の33㎡にカウントしたらいいということなのですか。

○堀江課長 勿論、よそ様に使っていただく風呂ですから、きれいにやっていただきたいとは思いますが、そういう解釈だと思います。

○倉田座長 ほかに何かありますか。

今の提案の後ろの方に参考資料がついていますから、この辺のところ、兵庫県さん、御検討された上で当然されてきているかなと思うのですが、今の質問を見ていると、いろいろ勘違いされているところがあるかと思いますが、いかがですかね。

○松本氏 今、御提案いただいたところで、私ども、持ち帰って、例えばNPOの方とか伝統製造事業者の方ともいろいろ御相談しないといけないのですが、2～3確認させていただいてよろしいでしょうか。

○倉田座長 はい。

○松本氏 まず、①の認定NPOと限定されているのですが、認定NPOに限定された理由というのは何かあるのでしょうか。認定NPOでない、普通の認証NPOでもいいのではないかと思ったのですが、そうでない理由ですね。

それから、②、③は、特に②になりますが、農家民宿で認められている規制特例が今回は認めないよという形になるかと思うのですけれども、それはなぜなのでしょう。

それからもう一点は、これでいくと、NPOの空き家活用の話は、一応この御提案が代替案みたいな形に読めるのですけれども、伝統工芸品の製造事業者に関しては、農家民宿と同等の特例をお願いしたいということについては認めていただけるという理解でいいのでしょうか。

以上3点、我々が検討するに当たってのまず前提として御確認させていただきたいのですが、お願いいたします。

○堀江課長 認定NPO制度、これも新しい仕組みなので、私どもの方で十分理解できているかというところがあるわけですが、その中に、事業活動の適切を知事の方が担保するとかいうような形で、まさに趣旨に合った活動になっているかどうかというようなことを監督する一方で、一定の税制の優遇が得られるという恩典もついてくるというような仕組みだと理解しております。これに限ったものはどうなのかというのは、まさにこれは特区でございますから、新しく始められるものについて、こちらからより事業活動の適切が担保されるようなものから始めていただければいかがですかということも含めて御提案させていただきます。

それから、2番目の建築基準法の関係でございますけれども、これは、確かに農家の特例のものにつきまして、これは個人だけ認めたものでございますが、今回、NPO法人として

いただくこともあるというのが今の前提でこの紙は書いてございますけれども、特によその方をお泊めするという形になりますので、通常の旅館のようにしていただくのが、安心・安全を確保するために必要ではないかということでございます。

加えて、先ほど佐藤構成員の方からもありましたけれども、生活衛生関係の営業というのは、一つのところで何か事故があっても業界全体の信用に対する不安といったものにつながるという側面がございまして、その辺は県庁の方も、生活衛生同業組合などを担当していただいている部局からすれば、見解、共有していただいているかと思っておりますけれども、火事等の防止といえますか、消防といったこと。今、全国で消防署にはホテル・旅館火災防止対策本部みたいな感じで大看板が出ており、ここ数か月でニュースになったもので3件ほど、ホテル、旅館火災が起きてきているところでございまして、消防庁の方では、今、旅館・ホテルに関する火災防止に関する検討会も始まっていて、私もそちらの方のオブザーバーということで国土交通省の担当者とともに出席させていただいています。1つは、NPOで法人がやっただけ、他人をそこに泊めていただくというお仕事ですよという部分、それから、現下の情勢も考えて、特区として認めさせていただくときに安心のできる形でしていただければどうだろうかというのがここでの提案でございます。

もう一つあって、伝統工芸の部分については、お話はわかるのですけれども、農家の農林漁業体験ほどに同等に具体的なニーズというのが、今日聞いていて、ああそうなんだという話はわかりましたけれども、300m離れてできませんということなのかどうかということとは残っておりまして、今回の提案の中では伝統工芸の部分は認めないという形になっています。しかし、先ほど申し上げましたように、このペーパーにある認可・認定NPO法人が中山間地域振興、農山漁村振興を図る活動ということでされる分には、私は、伝統工芸のものも地域振興の中に入るのだと兵庫県の方で言っていたら、そういう意味では十分入るのではないかなと思います。

○倉田座長 課長、ありがとうございます。兵庫県さんの考えていたその深さにおきますと、今指摘されたことに関して、私聞いていましてもちよっと不満足かなというところがあります。それで、この扱いにつきまして、兵庫県さんは受け入れられるか受け入れられないか、あるいは持ち帰って検討するか、その辺の御返事をいただいた上で次にいこうと思うのですが、いかがですかね。

○松本氏 今日すぐにはとても回答できませんので、持ち帰らせていただきます。よろしく願いいたします。

○倉田座長 それでは、兵庫県さんをお願いですが、指摘された個々のものにつきまして、詳しく具体的なものがないと何とも、聞いていまして判断ができないところがありますので、そこがわかるような、今、課長の指摘しましたところをわかるような格好で御説明いただくような資料をいただければ、この次の検討会には、非常にわかりやすくなって、聞いている委員の人も判断がよりの確にできるのではないかと思いますので、そのところ、是非記載したような資料を事務局の方にいただきまして、それで次の検討会にと思うので

すが、いかがですか。よろしいですか。

○松本氏 はい。

○倉田座長 それでは、ありがとうございました。この議題につきましても、少し長引きましたが、これにて本日は終わりにしたいと思います。

関係者の皆さん、どうもありがとうございました。

(旅館関係者退席)

○倉田座長 20分ほどおくれましたが、それでは、続きまして、「まつ毛エクステンション」につきましてお話を聞くことにしたいと思います。どうぞこちらに、今日、臨時構成員としてお話しになる方、お座りください。

○齊藤課長補佐 それでは、出席者の御紹介をいたします。

本日は、意見聴取といたしまして、東京都美容生活衛生同業組合理事長、金内光信様、また、窪田理容美容専門学校教務部長、大澤克喜様に御出席をいただいております。

以上でございます。

○倉田座長 それでは、まず最初、金内様から、まつ毛エクステンション事業への取組みにつきましてお話を伺い、その次に、大澤さんから、学生に対してのまつ毛エクステンションを教える際の重点の置き方、衛生管理のポイント等についてお伺いしたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

○金内氏 御紹介にあずかりました、東京都美容生活衛生同業組合理事長を務めさせていただきます金内と申します。よろしくお願ひいたします。

まつ毛エクステンションのことについて、今、大変巷間話題になっておりまして、美容師がやるべきか、美容師でない者でもいいのかという論議が盛んに起きておるわけでございますが、私ども美容師の立場としては、これは当然、業権というか、厚生労働省からの御通知をいただいておりますのは、やはり美容師の美容の行為であると、そして美容所で行うべきであるという見解をいただいておりますし、私ども美容師も、これに準じて、消費者の安全・安心をしっかりと守るために、認定制度をこのたび、東京都の美容生活衛生同業組合において4月から発足させていただきました。

当然、この技術はデリケートな技術でございますので、美容師であれば誰でもできるかという、なかなかそうはいかない技術でございます。それだけに、消費者センターの方に年々、この健康被害の相談が増えているという実情をかんがみまして、私どもとしては、このまま放置するわけにいかない、しっかりした形で、公共性の高い立場から認定制度を是非しっかりつくって、そして、美容師さんにしっかりとこの安全・安心を確保できるようにしていきたいと思っております。

特に今年度から美容学校において教科書の中にこのまつ毛エクステの問題が載せていただいております、更なる美容師における使命と申しますか、責任というものが高くなってまいったと感じておりますので、私どもとしては、このことについて強い責任と、あるいは消費者の安全というものについての責任を強く感じて、このたび発足させていただき

ました。お手元の資料にあるかどうかちょっとわからないのですが。

○堀江課長 資料5です。

○金内氏 とりあえず概略そんなことで、今、一生懸命これに取り組んでおるところでございます。

○倉田座長 今までのことにつきまして、何か御質問ございますか。

では、この資料の説明を続けてください。

○金内氏 お手元の資料の中のEye Beauticianという認定制度の発足に関しまして、私どもは、技術も当然でありますけれども、眼科の先生の監修と講義をいただきながら、しっかりとこの面をやっていきたい。私どもの美容師というのは、美容学校の2年間の課程の中で、衛生管理を90時間、あるいは美容保健を120時間、更に美容物理学を90時間、そして、伝染病予防学、消毒法というものをしっかりと学んだ上で、このまつ毛エクステンションという難しい仕事に対しては、その基礎知識をまた更に加えて、眼科に関するあらゆる勉強をここに取り入れながら、技術と座学の両方をしっかりとやっていくというような内容でございます。

アイ・ビューティシャンという命名をさせていただきましたのは、今のところ、このアイ・ビューティシャンが残されたネーミングの一つだったということでここに落ちついたわけでございます。私どもの認定制度は、東京都美容生活衛生同業者組合という中での下部組織であります認定美容師会というところでこの辺を、今、一生懸命主宰させていただいております。

以上でございます。

○倉田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に質問、あるいは御意見ございますか。

この中に枝折さんのがありますが、何か追加の説明あれば。

○枝折臨時構成員 枝折と申します。

これは、技術的にもそうですけれども、衛生面というところをよほど勉強しない限りは、また、そこで目の病気とかいろんなことも学びたいと思っております。そうすることによって、消費者の人たちに安心・安全という仕事ができるのではないかと私は思っております。

○倉田座長 確認ですが、この教程の中というか、教える中には、眼科の先生がきちっとした、目に関する、あるいはまつ毛に関する講義をすると入っているということですね。項目がね。

○金内氏 はい。

○倉田座長 わかりました。何か御質問。

○渡辺構成員 眼科だけでなく、皮膚科も必要だと思うのです。勿論、眼科も含めてですね。目の方が重要ですけども、眼瞼とか、そっち側のかぶれとか。

○金内氏 勿論、その中に目に付随する皮膚病の、皮膚障害等におけるものは当然学んで



いきます。

○倉田座長 ほかに何かございますか。

○鈴木臨時構成員 美容学校で、東北地区でまつ毛エクステをやっている学校はないのです。先生方も、この間、教科書に新しく載ったものですから、それを一回も体験しないで、見たこともないものを指導するというのはいかがなものかということで、では行ってみようかといってもなかなか、若い先生は行こうとするところもあるのでしょうか、そうでない先生方は、やはりそれを一度学びたいねというようなことで、今年の研修会ではそういうまつ毛エクステなるものの講義をしてもらおうと計画を立てているといたしますか、先生方の要望でそのようなことを計画を立てておりました。

そうしましたら、昨日たまたまある学校からこのパンフレットが届きまして、まつ毛エクステンションの認定養成講座の開設をしますから希望者は是非どうぞということがあったということで、今日、電車の中でよく読んできたのですけれども、やはり知識がなければ、簡単に勝手にやってトラブルもあるわけですしけれども、今、理事長さんのお話で、しっかりしたカリキュラムのもとにその事業展開をするということであれば、そういうトラブルも防ぐことができるのではないかとということで、とてもいいことだと思っています。

それからまた、美容科、理容科に入ってくる学生は、理容師、美容師になりたいと入ってはくるのですけれども、入ってから、いまいちょっと違うのではないかと。私が望んでいるのはエステシャンだったとか、ネイリストだったとか、そのように美容全般の技術の中から特化したものをもっと勉強して、そちらの方に進みたいという学生も中にはいるわけです。それから、自分は好きだけれども、アレルギーを持っていて、ワインディングをするとその薬で負けてしまって手がぐじゃぐじゃになってしまって、やりたい仕事も続けられないという学生も中にいます。そういうときに、選択肢を1つ広げることによりまして、せっかく美容師の学校に入ったけれども、途中でやめてしまうのではなくて、その中の特化したものを更に勉強してそちらの方に進むということもあっていいことなのではないかと思っておりますので、私は、こういうことできちんと学べる機会ができたことはいいことだと思っています。

○倉田座長 全くそのとおりだと思うのです。きちっとしたことを学んでおいて、更に分化していくというのはどの分野も一緒ですから、それはよろしいのではないですかね。

ただ、基礎知識がきちっとあるかないかというのはその後の進化に物すごく影響があると思うのです。何かトラブルったときにどうするかということを含めてね。そういう意味では、今、鈴木さんのおっしゃったことは非常に大事なことだと思うのですが、ほかに何か御意見ございますか。

○三浦臨時構成員 今のお話もそうですけれども、また座長に、好きだなあとと言われるかもしれませんが、また昨日、別の店に行ってみたのです。私は自分が実験台だと思っているので、ありとあらゆるサロンに行っていて、いつもの倍の太さというのを今回はつけてみたのです。

それはそれでいいのですけれども、そこのお店はチェーン店で、支店も多いところでした。金額的にもそこそこのお値段だなあというところで、やはり全員が美容師資格を持っているというお店でした。確認しました。

ただ、それを入れてすぐそこでわかるのかとか、フリーペーパーを見て一応電話をかけてみたのですけれども、そこで標榜されているかというところではないので、行く前の消費者からすると、美容師資格云々とか、どれだけ勉強している人が云々ということは全く、どこもわからないというのが常にあるという現実ですね。

今回の施術者は美容師でしたけれども、今、鈴木先生がおっしゃったとおり、毛染めの薬剤がどうしても手に合わなくて、でも、この仕事が好きなので、エクステの勉強をしてやってきたのですという方でした。

そのお店では、こういう取扱いについてということで、帰ってからきちんと読んでください、何かあったら御連絡ください、お手入れはこうこうですとか書いてあるのですけれども、こういう紙を下さるお店と、そうでないお店もやはりたくさんあります。例えばもし痛かったらどうするのかとか、そういう意味での危機回避というか、施術者側がもしその場で何かなったときにはどうするのかというのは、技術とはまた違ったお話なのです。でも、消費者にとっては、もしやったときにすごくみえた人はどうするのか、アフターケアではないけれども、帰ってからどうこうなったときにはどうするのかといったときに、お客様に対してどう対応していくのかということもきちんとしていただきたい。単に技術を教えるとか、皮膚科学とか、目の影響とかを学ぶということだけでなく、そういうこともきちんとしていただけたらいいのではないかなと思いました。

○倉田座長 ありがとうございます。

○福下臨時構成員 眼科医の福下と申します。よろしく願いいたします。

このまつ毛エクステが美容師の資格のない方が業界でされているということも非常に私は心配、懸念しておりましたけれども、最近では美容師の方々が非常にこれを憂慮されて、いろいろな面で進めてきていることはいい傾向だとは思っております。ただ、いろいろな問題が含まれているので、ちょっとわきのことを話しますが、目に関して言いますと、皮膚科もそうですけれども、障害、またそれが残る障害、目で言えば視力障害、またまつ毛が生えなくなってしまう、まつ毛の脱落といったものになってきますと、精神的な負担を得る消費者の方もいるので、やはり目に関しての知識というのは重要なことだと思っております。

それには、美容師の方たちはそれなりの基礎的な国家資格を得るための勉強をしてきていますので、その勉強というものは無になっていない。その上にプラス、まつ毛エクステにかかわる勉強をしていただくようなことが一番、消費者にとって安全なまつ毛エクステになるのではないかと思っております。

それに関しては、前回の検討会のときに、いろいろな認定、内部認定含めたところで、眼科医が講義には関与していないというようにお聞きしました。これは非常に危険なこと

だとそのとき思いました。また、これからいろいろなテキストなんかをおつくりになると思うのですけれども、そのときには、医学的な衛生面、いろんな眼障害、また皮膚障害に係る臨床的な問題というものをきちっと監修といいますか、意見を聞きながらそういうものをつくっていただきたいし、また、講義などにもそういう専門医が関与することがやはり望ましいのではないかと考えております。

あと、美容師がすべきかどうかと。それについては、私も消費者という立場に立ちますと、やはり国家認定のある美容師の人がやっていただく方が一番安全かなと。ただ、美容師であれば安全かといったら違うので、そこにおいて、プラス2段階、二階建ての認定があればもっと安全なエクステができるのではないかなとは考えております。

○倉田座長 ありがとうございます。何か結論が出てしまったようなので、これで会議やめにしてもいいのですけれども、というわけにはいきませんが、非常に貴重な御意見、ありがとうございます。先ほどの、三浦さんのいただいた紙、見せていただきたいのですが、つまり、何かあったときにどこに連絡してくれよと、そういうのを書いてあるのですか。

○三浦臨時構成員 それはここでは書いてないのですね。どこへ連絡しろといというのは、基本的にはお店に言う感じなのですね。だから、それは誰の責任なのかというのは、お店に連絡すれば済むことなのかどうか。

それから、今、福下先生がおっしゃったとおり、確かに私はまつ毛が抜けてきているので、これは毎回やっているからなのでしょうかと聞いたら、それは「ないとは言えないので、お休みさせることも大事かもしれませんね。」と言われました。

○倉田座長 非常に貴重な体験、ありがとうございます。

どうぞ。

○金内氏 念押しなのですが、今、御心配されているような、例えばつけた後にすぐ何か異変が起こったというようなことが、これはやはりパッチテストとカウンセリングをしっかりとすることが大前提になりますね。その辺は徹底していきたい。それから、後の処理については、私ども、今考えているのは、地域の眼科の医院と連携をしながら応急処置をとれるような体制づくりまでしたいと今考えております。

○倉田座長 眼科もそうですが、先ほど皮膚科の方のお話も出ましたが、是非両方の先生方が、いわゆる教育と現場ということと、更に何か起こったときの対応に関して、お店でできない範囲のときはすぐ駆けつけるなり、あるいはそこに行くような救急システムのようなものをつくらないと、いつまでも問題が残ると思うのですね。これは医者でもピンからキリまでであると同じように、技術にもピンからキリとあると思うのですね。それについては、やはり自助努力で技術を上げてもらうしかないと思うのですけれども、その安全面のことに関しましては、多分、わからない面も非常にあると思うので、そこをどういう例が起こり得るといふことを、皮膚科の先生やら眼科の先生からきちっと対応し得る、ガイドラインというそんな大げさなものは要らないのですが、被施術者というか、に持ち帰ら

せる、三浦さんがいただいていたようなメモに、どうせいこうせいということを知りやすく書いておくとか、あるいは連絡先とかそういうものをきちっとやってあれば問題というのは非常に減るのではないかと思います。

それでは、次に大澤さんの話をお聞きしたいと。

○堀江課長 まさに大澤さんのお話もありますし、大澤さんの方からは、前回、教育プログラムの衛生面、もうちょっと補足して聞いていただいた方がいいのではないという御提案があったので、今日来ていただいています。

ただ、1点だけ、参考資料3を見ていただきたいのですけれども、これは最初の頃から、まつ毛エクステンションを実施される業者さんたちからは、眼科医からもアドバイスを受けているという話がありまして、まつ毛エクステンション協会連合会ということも組織されていますので、なかなか出てきていただけませんでしたものですから、エクステンションを実施しているところに医学的なアドバイスをされている眼科医の先生にこの場に来ていただいてお話しいただきたいというのは前から大分言っていたのです。けれども、これまで見つからなかったとのことで、随分時間もたつので、5月、1か月前ですけれども、私の方から、当日参画させる方を推薦いただきたいと考えているということで依頼状をお出ししたのですけれども、いろいろ事情もあるのでしょうか、今日は来ていただけないということになっております。

これは、少しまた傍聴者の皆様に向かっても言わないといけないかもしれませんが、この場ではまさに医学、衛生の面での安全性というのが担保できる形でやっていただいているのかどうかということについて議論するのが大事ですので、そこが1つ進まないといけないところに行くにいくのかなとも思います。こうやって検討会の事務局であるところからお願いをしたら是非見つけていただきたいというのが一言申し上げさせていただきたいと思います。

○倉田座長 ありがとうございます。それでは、大澤様の方からお願いします。

○大澤氏 窪田理容美容専門学校の大澤と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

済みません。気使っていただいて、やっと発言させていただける時間を設けさせていただきました。ありがとうございます。

資料6をお持ちさせていただきました。窪田理容美容専門学校では、昨年より、美容科の学生、約150人ですけれども、全員にまつ毛エクステの授業を取り入れました。さっきの金内理事長のお話とちよつかぶるのですけれども、美容師になるための2年間での約2,070時間以上の授業を受けなければならないという中で、物理科学や衛生管理、保健などありますけれども、例えば保健、人体、生理解剖とかそういうものですと120時間以上、それから衛生管理、消毒に関するものに関しては、それぞれトータル90時間以上履修しなければならないというような決まりになっています。

皆さん御存じであると思ったのですけれども、本日は一応その教科書も参考資料としてお持ちしてみたのですけれども、ごらんになりたい方いらっしゃいますか。中にはまだ、